

## 告 示

### 埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年六月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年六月五日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 水 谷 信 哉

路線名	県道吉場安行東京線
供用開始の区間	川口市大字安行字大元 六三三番一地先から 同市大字安行字大元 六五二番一地先まで
供用開始の期日	令和八年六月五日
備考	令和四年六月十日付け埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第三号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長八五・三〇メートル